

監 査 報 告 書

令和7年 第4回

大 阪 市 監 査 委 員

目 次

令和 6 年度監査委員監査結果報告の公表について

(市設建築物〔中央卸売市場〕の経営戦略に基づく維持管理に関する事務)	・ ・ ・ ・ ・	1
第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠	・ ・ ・ ・ ・	1
第 2 監査の種類	・ ・ ・ ・ ・	1
第 3 監査の対象	・ ・ ・ ・ ・	1
第 4 監査の着眼点	・ ・ ・ ・ ・	2
第 5 監査の主な実施内容	・ ・ ・ ・ ・	3
第 6 監査の結果	・ ・ ・ ・ ・	3
1 消防用設備等の修繕の実施について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	3
2 建築基準法による建築物の敷地及び構造の点検の実施について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	4
3 大気汚染防止法によるばい煙濃度の測定実施について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	6
第 7 その他	・ ・ ・ ・ ・	7

令和 6 年度監査委員監査結果報告の公表について

(指定管理者制度に関する事務)	・ ・ ・ ・ ・	11
第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠	・ ・ ・ ・ ・	11
第 2 監査の種類	・ ・ ・ ・ ・	11
第 3 監査の対象	・ ・ ・ ・ ・	11
第 4 監査の着眼点	・ ・ ・ ・ ・	12
第 5 監査の主な実施内容	・ ・ ・ ・ ・	12
第 6 監査の結果	・ ・ ・ ・ ・	13
1 修繕対応リストの項目について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	13
2 区役所附設会館における令和 3 年度の業務代行料の精算について	・ ・ ・ ・ ・	14
(1) 業務代行料の精算について是正を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	15
(2) 業務代行料精算時の算定根拠資料について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	15
3 第三者委託の公表について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	16
第 7 その他	・ ・ ・ ・ ・	16

令和6年度監査委員監査結果報告の公表について

(行旅死亡人に関する事務)	・ ・ ・ ・ ・	19
第1 大阪市監査委員監査基準への準拠	・ ・ ・ ・ ・	19
第2 監査の種類	・ ・ ・ ・ ・	19
第3 監査の対象	・ ・ ・ ・ ・	19
第4 監査の着眼点	・ ・ ・ ・ ・	20
第5 監査の主な実施内容	・ ・ ・ ・ ・	20
第6 監査の結果	・ ・ ・ ・ ・	20
1 身元が判明した場合の相続人等への通知に係る手続について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	20
第7 その他	・ ・ ・ ・ ・	22

令和6年度監査委員監査結果報告の公表について

(土地賃貸に関する事務)	・ ・ ・ ・ ・	23
第1 大阪市監査委員監査基準への準拠	・ ・ ・ ・ ・	23
第2 監査の種類	・ ・ ・ ・ ・	23
第3 監査の対象	・ ・ ・ ・ ・	23
第4 監査の着眼点	・ ・ ・ ・ ・	24
第5 監査の主な実施内容	・ ・ ・ ・ ・	24
第6 監査の結果	・ ・ ・ ・ ・	24
1 貸付料改定の検証方法について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	24
2 貸付料の見直しに係る意思決定について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	25
3 契約更新の手続について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	26
4 契約締結手続について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	27
5 使用貸借契約手続について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	27
6 減免の必要性・妥当性における検証事務について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	28
7 公有財産データ管理について	・ ・ ・ ・ ・	29
(1) 「貸付・借受システム」の管理について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	29
(2) 「貸付台帳」の管理について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	30
第7 その他	・ ・ ・ ・ ・	31

令和6年度監査委員監査結果報告の公表について

(業務委託 [コンペ方式・プロポーザル方式の随意契約] に関する契約事務及び支出事務 [検査に関する事務を含む。])	・ ・ ・ ・ ・	33
第1 大阪市監査委員監査基準への準拠	・ ・ ・ ・ ・	33
第2 監査の種類	・ ・ ・ ・ ・	33
第3 監査の対象	・ ・ ・ ・ ・	33
第4 監査の着眼点	・ ・ ・ ・ ・	34
第5 監査の主な実施内容	・ ・ ・ ・ ・	34
第6 監査の結果	・ ・ ・ ・ ・	34
1 選定会議の記録を作成するよう改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	34
2 法的リスク審査の実施について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	35
3 検査及び支出事務について	・ ・ ・ ・ ・	36
(1) 検査調書により検査の記録を残すよう改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	36
(2) 検査の記録を残すよう改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	37
(3) 仕様書及び履行実績に基づき支出事務を行うよう改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	38
4 障がい者の就業訓練を目的とした清掃業務委託の契約手法について整理するよう改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	40
(1) コンペで審査した内容と契約内容の相違	・ ・ ・ ・ ・	40
(2) 規定等の未整理	・ ・ ・ ・ ・	41
第7 その他	・ ・ ・ ・ ・	42

令和6年度監査委員監査結果報告の公表について

(障がい児支援に係る給付費等の支給事務)	・ ・ ・ ・ ・	45
第1 大阪市監査委員監査基準への準拠	・ ・ ・ ・ ・	45
第2 監査の種類	・ ・ ・ ・ ・	45
第3 監査の対象	・ ・ ・ ・ ・	45
第4 監査の着眼点	・ ・ ・ ・ ・	46
第5 監査の主な実施内容	・ ・ ・ ・ ・	46
第6 監査の結果	・ ・ ・ ・ ・	46
1 障がい児通所給付費等の支給申請時における支給決定の判断記録について	・ ・ ・ ・ ・	46
(1) 独自の勘案事項整理票については是正を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	47
(2) 障がい児通所給付費等の更新支給申請時における支給決定の判断記録について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	48
第7 その他	・ ・ ・ ・ ・	49

令和6年度監査委員監査結果報告の公表について

(株式会社大阪鶴見フラワーセンター)	・ ・ ・ ・ ・	51
第1 大阪市監査委員監査基準への準拠	・ ・ ・ ・ ・	51
第2 監査の種類	・ ・ ・ ・ ・	51
第3 監査の対象	・ ・ ・ ・ ・	51
第4 監査の着眼点	・ ・ ・ ・ ・	52
第5 監査の主な実施内容	・ ・ ・ ・ ・	52
第6 監査の結果	・ ・ ・ ・ ・	52
1 現金の管理について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	53
2 固定資産の管理について是正を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	53
第7 その他	・ ・ ・ ・ ・	54

令和6年度監査委員監査結果報告の公表について

(地方独立行政法人 天王寺動物園)	・ ・ ・ ・ ・	55
第1 大阪市監査委員監査基準への準拠	・ ・ ・ ・ ・	55
第2 監査の種類	・ ・ ・ ・ ・	55
第3 監査の対象	・ ・ ・ ・ ・	55
第4 監査の着眼点	・ ・ ・ ・ ・	56
第5 監査の主な実施内容	・ ・ ・ ・ ・	57
第6 監査の結果	・ ・ ・ ・ ・	57
1 理事会の審議記録について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	57
(1) 議事録への署名・押印について	・ ・ ・ ・ ・	57
(2) 審議事項漏れについて	・ ・ ・ ・ ・	57
2 財務諸表の注記及び附属明細書について是正を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	58
第7 その他	・ ・ ・ ・ ・	60

令和6年度監査委員監査結果報告の公表について

(市設建築物〔中央卸売市場〕の経営戦略に基づく維持管理に関する事務)

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく財務監査

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

1 対象事務

市設建築物（中央卸売市場）の経営戦略に基づく維持管理に関する事務
主に直近事業年度（令和5年度）を対象とした。

2 対象所属

中央卸売市場（本場、東部市場、南港市場）

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 経営戦略の内容が不十分なため、所管施設の維持管理が適切に実行されないリスク	ア 大阪市公共施設マネジメント基本方針に沿った、中長期的な維持管理計画を踏まえた、経営戦略が策定されているか。	—
	イ 施設の状況を踏まえた経営戦略が見直せる体制が整備されているか。	—
(2) 所管施設の現状把握が適切に行われず、施設の事故の予兆を見逃してしまうリスク 【現状把握】	ア 点検結果や修繕工事の履歴を記録、集約し、施設の現状把握が出来ているか。	—
	イ 所管施設の点検（法定点検、保守点検、日常点検）を着実に実施されているか。	指摘事項2 指摘事項3
(3) 中長期的な維持管理計画に基づく修繕計画が適切に策定されず、施設の機能維持が図られないリスク 【修繕計画作成】	ア 中長期的な維持管理計画に基づく修繕計画は、修繕の優先順位付けを基に作成されているか。	指摘事項1
	イ 中長期的な維持管理計画に基づく修繕計画は、財政負担の軽減・平準化、施設の安全確保・機能維持を考慮して作成されているか。	指摘事項1
(4) 所管施設において、修繕か状態監視の継続かの判断が適切に行われず、施設の長寿命化が図られないリスク 【修繕実施の判断】	ア 修繕か状態監視の継続かの判断を的確に行っているか。	指摘事項1
(5) 所管施設の修繕工事が確実に実施されず、施設で事故が発生するなど、市民の安全・安心が損なわれるリスク 【修繕工事の実施】	ア 実施判断した修繕工事を確実に実施されているか。	指摘事項1
(6) 過去に実施した監査で指摘した事項が措置・改善されず、業務が有効又は適正に遂行されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が措置・改善されているか。	指摘事項1

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせて実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 消防用設備等の修繕の実施について改善を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

消防法（昭和23年法律第186号）では、防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準にしたがって、設置し、及び維持しなければならないとされている。そのため、点検により不良が認められた消防用設備等は速やかに修繕等を行い、不良状態を解消する必要がある。

また、中央卸売市場の修繕の緊急度の判断基準は、直ちに復旧しなければ市民の生命、身体、財産その他の利益に大きな影響を及ぼし、市場の運営に深刻な影響を与える場合を重視している。

[現状]

中央卸売市場の令和4年度、令和5年度の消防用設備等点検結果報告書を確認したところ不良箇所があり、そのうち、総務省消防庁が特に重要な消防用設備等として位置づけている、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の不良箇所数は図表－1のとおりで、令和5年度は令和4年度に比べて増加していることが確認された。

図表－1 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の不良箇所数

	本 場	東部市場	南港市場
令和4年度	251 箇所	64 箇所 (注)	42 箇所
令和5年度	282 箇所	80 箇所 (注)	48 箇所

(注) 令和8年度供用廃止予定の東部市場加工食料品売場棟は除く。

[原因]

中央卸売市場の修繕計画は、修繕の緊急度を基準にしたものではなく、市場の円滑な流通活動を最優先にしており、流通活動に支障をきたす塵芥（じんかい）処理装置や特別高圧受変電設備等の修繕、更新は計画的に行うが、平常時の流通活動に支障をきたさない消防用設備等の不良の修繕を先送りにしていることが原因である。

[リスク]

消防用設備等の不良により、火災の発見や初期消火が遅れ、効果的な消防活動が行えないことにより火災が拡大し、市民の避難が阻害され、市民の安全が脅かされるリスク、市民の財産が失われるリスク。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

中央卸売市場は、消防用設備等の不良箇所の状況を把握、管理し、判断基準にのっとり緊急度の高いものから早期に修繕を実施できるように、不良箇所を含めた市場施設全体の修繕計画を立て、着実に修繕に取り組める仕組みを構築されたい。

2 建築基準法による建築物の敷地及び構造の点検の実施について改善を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

建築基準法（昭和25年法律第201号）では、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないとされている。また、建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する特定建築物の管理者である市町村の機関の長又はその委任を受けた者は、当該特定建築物の敷地及び構造について、定期的に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならないとされている。

建築基準法による建築物の敷地及び構造の点検（以下「建築物等の点検」という。）は、初回は建物完成後6年以内、2回目以降は直近の点検から3年以内に実施する必要がある、点検手順と判定基準は、市設建築物定期点検マニュアル（大阪市都市整備局）（以下「定期点検マニュアル」という。）により行うこととしている。（図表－2参照）

図表－2 定期点検マニュアルの点検項目と判定基準（抜粋）

点 検 項 目			判 定 基 準
外 壁	躯体等	鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	柱・梁・壁等のコンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
壁の室内に面する部分	躯体等	鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	
天 井	難燃材料又は準不燃材料を必要とする仕上の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上の劣化及び損傷の状況	室内に面する部分の仕上に浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。

（注） 定期点検マニュアルを基に監査部で作成

[現状]

本場及び東部市場は点検対象建築物全棟を3グループに分け、毎年1グループを点検することにより、建築物等の点検を3年ごとに実施している。(図表－3参照)

なお、南港市場はグループ分けをせず、3年ごとに全棟の点検を実施している。

図表－3 建築物等の点検の実施年度別一覧

市場名称	令和3年度実施	令和4年度実施	令和5年度実施
本 場	業務管理棟、 関連棟、 買荷積込所	市場西棟、配送加工棟、 低温貯蔵庫、買荷積込所	市場東棟、飲食棟 関連事業者店舗棟、
東部市場	青果卸売場棟、 水産卸売場棟、 関連北棟	仲卸売場棟、 加工食料品売場棟、 配送加工センター棟、 青果買荷保管積込所、 水産買荷保管積込所、 特別高圧受変電所兼卸売場棟 塵芥圧縮処理設備棟2棟	大屋根1（水産西）棟、 大屋根2（水産東）棟、 大屋根3（青果）棟、 冷蔵庫棟、 関連棟西、関連棟東、 塵芥圧縮処理設備棟

今回の監査で、本場及び東部市場の建築物等の点検について、図表－4のとおり不適正な点を確認された。

図表－4 建築物等の点検結果報告書の不適正な点

不適正な点	市場名称	点検結果報告書の不適正な内容
判定基準が 不適正	本 場	点検結果報告書の特記事項や添付写真には、鉄筋コンクリート造の躯体に鉄筋の露筋等があったが、「指摘なし」と判定されていた。 令和5年度の点検対象建物を現地で視認したところ、鉄筋コンクリート造の躯体にコンクリート剥離や鉄筋の露筋、内部天井仕上げの損傷等があった。しかし、点検結果に特記事項や写真の添付はなく、「指摘なし」と判定されていた。
	東部市場	点検結果報告書の特記事項や添付写真に、鉄筋コンクリート造の内壁のクラック等があったが、「指摘なし」と判定されていた。
記載が 不適正	本 場	令和4年度点検結果報告書において、鉄筋コンクリート造の躯体にコンクリート剥離や鉄筋が露筋している写真の特記事項に「(H28 年度改修工事予定)」と記載されているが、実際は改修されておらず、写真と特記事項が一致していなかった。
	東部市場	特別高圧受変電所兼卸売場棟の屋上防水は、令和3年度に改修し、雨漏りを改善していた。しかし、令和4年度点検結果報告書の特記事項に、「劣化のため階下に漏水」と記載されており、添付されている写真の特記事項にも同内容が記載されていた。

本場及び東部市場では、建築物等の点検手順は定期点検マニュアルに基づいて実施されていた。しかし、「指摘なし」の判定は、建築物等の劣化状況を基準とする定期点検マニュアルに従わず、慣習的に流通活動の安全上、緊急対策が必要かどうかで判断していた。

また、建築物等の点検結果報告書は本場及び東部市場の各場長まで供覧していたが、点検結果報告書及び添付写真の特記事項の誤りは指摘されていなかった。

[原因]

建築物等の点検が建築物等を常時適法な状態に維持するためのものであるという認識が不十分であった。そのため、点検で支障が発見されても、流通活動に支障がない状態であれば「指摘なし」とする、誤った判定を慣習としていたことが原因である。

また、建築物等の点検結果報告書を確認する過程で、写真の特記事項の記載誤りなど、報告内容をチェックする機能が働いていないことも原因である。

[リスク]

点検の判定を適切に行っていないことにより建築物等の状況が明確に把握されず、適確な施設管理が出来ないリスク、事故等を未然に防ぐことが出来ないリスク。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

本場及び東部市場は、建築基準法による点検の目的を再度認識し、適正な点検と結果報告書の作成を行い、それをチェックできる仕組みを構築されたい。

3 大気汚染防止法によるばい煙濃度の測定実施について改善を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）（以下「大防法」という。）には、事業場における事業活動に伴うばい煙の排出等を規制することにより、大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すると記載されている。また、ばい煙排出者は、当該施設に係るばい煙量又はばい煙濃度（以下「ばい煙濃度等」という。）を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならないと記載されている。

大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）には、窒素酸化物に係るばい煙濃度等の測定は、排出ガス量が毎時 4 万立方メートル未満のばい煙発生施設のうち焼却能力が 1 時間当たり 4 千キログラム未満のものは年 2 回以上（1 年間につき継続して休止する期間が 6 か月以上の施設に係る測定については、年 1 回以上）行うことと記載されている。

[現状]

南港市場のばい煙濃度等の測定実施状況を確認したところ、業務委託によりばい煙濃度の測定を行っており、測定対象施設であるガス吸収式冷温水発生機は冷房専用であることから、夏

期6か月未満の稼働を想定して年1回の測定実施としていた。しかし、実際は6か月を超えて稼働しており、測定の回数が大防法の基準に合致していなかった。

〔原因〕

業務委託発注時に、ガス吸収式冷温水発生機の過年度稼働実績を把握しておらず、大防法に基づく法定点検等についての業務委託仕様書の記載事項を確認していなかったことが原因である。

〔リスク〕

ばい煙濃度の測定を大防法に定められた回数で実施していないことにより、市民の信頼を損なうリスク。規定以上のばい煙の排出や機器の故障を未然に防ぐことができないリスク。

したがって、次のとおり指摘する。

〔指摘事項3〕

1. 南港市場は、ばい煙濃度の測定を、大防法に定められた回数で実施されたい。
2. 南港市場は、業務委託発注時に、仕様書等に記載の法定点検内容の適正について確認する仕組みを構築されたい。

第7 その他

留意すべき事項

平成25年度の中央卸売市場に対する定期監査では、消防用設備等の不良が修繕されていないことが指摘された。指摘を受けて、当時の不良部分は修繕されたが、今回の監査においても同様の不備が検出された。中央卸売市場としては、市場使用者の利便性を確保するために、流通活動に直接影響する設備を優先しており、消防用設備等の修繕が先送りになることが慣習化している。

しかしながら、消防法や建築基準法などの法令順守は、市民の生命、財産を守る上で基本であり、そのことを再認識の上、市場施設の維持管理を行われたい。

参考

1 大阪市公共施設マネジメント基本方針及び経営戦略について

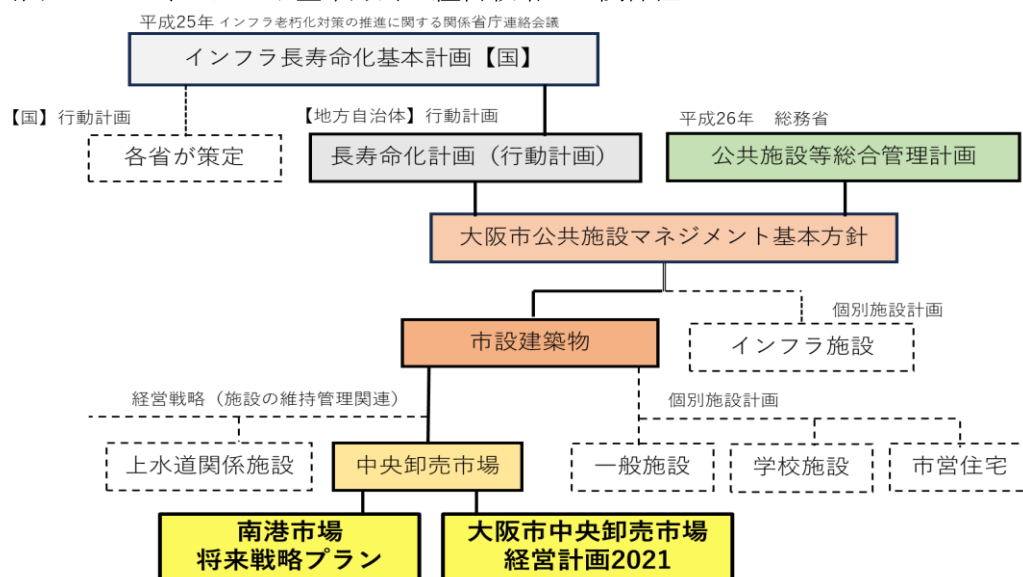
(1) 大阪市公共施設マネジメント基本方針について

平成 25 年に国がインフラ長寿命化基本計画を策定し、平成 26 年には総務省が公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針を示した。本市はそれを受け平成 27 年に、公共施設等総合管理計画であるとともにインフラ長寿命化基本計画に基づくインフラ長寿命化計画（行動計画）にあたる、大阪市公共施設マネジメント基本方針（以下、「マネジメント基本方針」という。）を策定した。

マネジメント基本方針では、市設建築物の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方として、施設の老朽化等の状況を的確に把握しつつ、耐震・環境性能・ユニバーサルデザイン等の社会的要求水準や、建物の構造躯体の物理的な耐用年数等も十分に考慮しながら、施設の長寿命化を進めていく必要があるとしている。

また、公営企業については、事業の特性、施設の老朽化状況、経営状況を踏まえて作成する経営戦略において、事業やサービスの供給を安定的に継続するために必要な施設・設備に対する投資を見込んでいくとしている。

図表ー5 マネジメント基本方針と経営戦略との関係性



(注) マネジメント基本方針を基に監査部で作成

(2) 公営企業の経営戦略について

公営企業は平成 26 年に総務省が通知した「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（以下「留意事項」という。）により、中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定が求められた。

留意事項では、経営戦略の中心となる投資・財政計画は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画であることが求められている。

また、合理化の具体的な手法として、予防保全型維持管理を含む適切な維持・管理等によ

る長寿命化が挙げられており、合理化に取り組んだ結果として、施設の規模や配置が適正化され、維持管理等の効率化につなげることが求められている。

なお、策定する経営戦略は、公共施設等総合管理計画との整合性にも留意することとされている。

(3) 中央卸売市場の経営戦略について

公営企業である中央卸売市場は、経営戦略として大阪市中心卸売市場経営計画 2021（令和 3 年 3 月）を策定し、マネジメント基本方針の趣旨に基づき、中長期的な視点に立って計画的な維持管理を進めることで、財政負担の軽減・平準化の下で、施設の安全確保・機能維持を図り、予防保全の考え方のもと定期的な保守・点検を行い、必要な修繕の実施や長寿命化を基本とした維持管理を行うとしている。

また、南港市場将来戦略プラン（平成 27 年 1 月、令和 3 年 3 月時点修正）では、既存施設の延命化に取り組むことにより新築施設の建設を抑えることを目指している。

(4) 本市公共施設での中央卸売市場の位置づけについて

本市の公共施設は図表－6 のとおり分類されており、特別会計施設は、上水道関係施設、駐車場関係施設、港湾関係施設、中央卸売市場となっている。

図表－6 本市の公共施設の分類

市設建築物	一般会計	一般施設
		学校施設
		市営住宅
	特別会計	上水道関係施設
		駐車場関係施設
		港湾関係施設
		中央卸売市場
インフラ施設	道路、水道、下水道など	

(注) マネジメント基本方針を基に監査部で作成

特別会計施設の施設別延床面積等は、図表－7 のとおりで、延床面積は中央卸売市場の割合が最も多く、全体の約 5 割を占めている。

図表－7 特別会計施設別の施設数及び延床面積

大分類	施設数	延床面積	延床面積割合
上水道関係施設	24	40, 176 m ²	4%
駐車場関係施設	14	91, 031 m ²	9%
港湾関係施設	112	362, 733 m ²	36%
中央卸売市場	3	513, 304 m²	51%
合計	153	1, 007, 244 m ²	100%

(注) 市設建築物ストックの現況（令和 5 年 4 月現在）を基に監査部で作成

令和6年度監査委員監査結果報告の公表について

(指定管理者制度に関する事務)

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく財務監査

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

1 対象事務

指定管理者制度に関する事務

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事務等についての確認を含む。
- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属^(注)

契約管財局、福島区、平野区及び経済戦略局

なお、過去に実施した監査で指摘した事項（年度評価及び第三者委託の公表）の確認については、指定管理者制度導入施設を所管する全所属を対象に、書面審査にて実施した。

(注) 契約管財局は、監査の対象事務を所管する所属として対象所属とした。また、実地調査は、指定管理者制度導入施設を所管する全所属（24区役所、経済戦略局、市民局、福祉局、こども青少年局、環境局、都市整備局、建設局、大阪港湾局、消防局及び教育委員会事務局）を対象に予備調査を実施した結果、3所属（福島区、平野区及び経済戦略局）を選定し実施した。

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) ガイドライン等のルールに基づき必要な事務手続が行われず、適切に施設の管理・運営ができないリスク	ア 施設所管所属は、指定管理者の業務水準を十分に確認し、必要に応じて適切な指示を行っているか。	—
	イ 施設の修繕計画、リスク分担について、適切に定められているか。	指摘事項1
	ウ 契約管財局は施設所管所属に対し、必要に応じて適切な支援を行っているか。	—
(2) 市民利用施設における減免措置や減収相当額の補填等が適切に行われず指定管理者負担が公正かつ適正になされないリスク	ア 新型コロナウイルス感染症の影響による減収相当額の補填等は協定等に基づき適切に算定されているか。	指摘事項2 (1) 指摘事項2 (2)
(3) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	指摘事項3

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせて実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 修繕対応リストの項目について改善を求めたもの

【経済戦略局に対して】

指定管理者制度導入施設の適正な管理運営を行うため、契約管財局は、令和6年3月29日付け「指定管理者制度導入施設における修繕対応リストの作成について（通知）」により、各所属の施設事業担当において当該施設の現地確認を行い、修繕箇所を把握するリスト（以下「修繕対応リスト」という。）を作成し、指定管理者と共有するとともに、計画的な修繕に努めるよう通知している。

今回の監査において、経済戦略局の修繕対応リストを確認したところ、スポーツ施設で使用する修繕対応リストに、本市と指定管理者のリスク分担の記載欄がなかった。

これは、当該施設における修繕の大半が指定管理者の全額負担となる修繕であったことから、修繕対応リストにおいてリスク分担を明確にすることの必要性を十分に認識していなかったことが原因である。

現状では、リスク分担を明確にしないまま、修繕対応を実施することで、修繕費の執行が適切に行えず、本市の損失を招くリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

経済戦略局は、契約管財局の通知に基づき修繕対応リストを作成し、リスク分担を明確にした上で、計画的な修繕の実施及び適切な修繕費用の管理を行われたい。

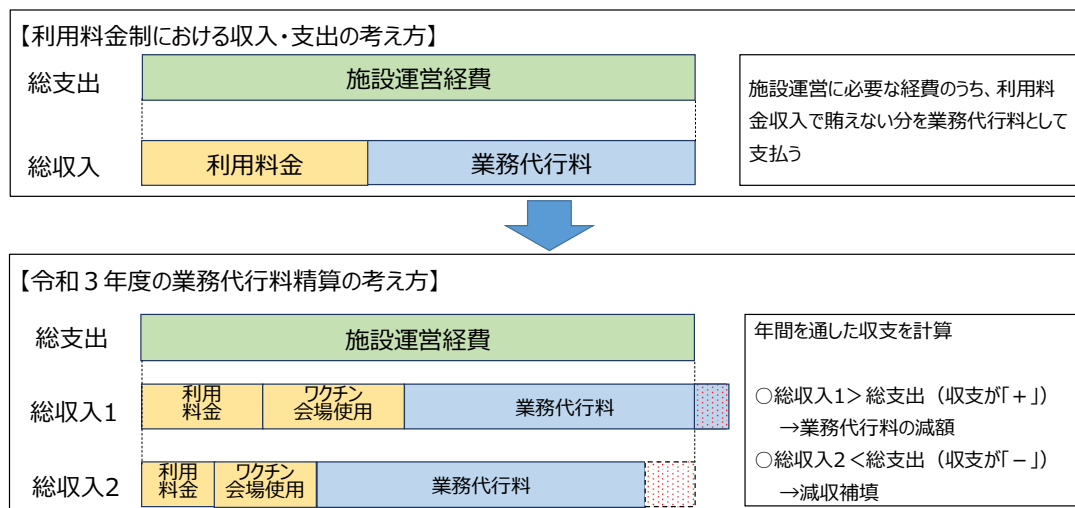
2 区役所附設会館における令和3年度の業務代行料の精算について

区役所附設会館における令和3年度業務代行料の精算に当たっては、区役所附設会館の連絡調整に関する事務を担当する市民局が関係局との調整やリーガルチェックを実施し、精算の基本的な考え方（図表）や覚書案等を整理し、各区に通知^(注)を行っている。

（注）令和3年11月1日付け「令和3年度業務代行料精算見込額の算定について（依頼）」

令和4年2月17日付け「令和3年度業務代行料精算にかかる覚書および変更協定の締結について」

図表 令和3年度業務代行料精算の基本的な考え方



（市民局提供資料より）

同通知では、指定管理者の収支に大きな影響を及ぼす以下の3要素を勘案の上、業務代行料の精算が必要である趣旨の記載があった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減収
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種会場使用による増収
- ・ 令和3年度からの利用料金制移行に伴う経費の不用額^(注)

（注）利用料金制移行に伴い、令和3年度業務代行料に加算された既納使用料相当額について、新型コロナの影響による利用取消等に伴い「不用額」として返還の必要が生じた。

また、業務代行料の精算に当たっては、本市と指定管理者間で精算方法等に関する覚書の締結が必要であり、補填（増額精算）、返還（減額精算）、相殺（精算なし）等、各々のケースに対応する覚書（標準例）が市民局より示されている。

さらに、同通知には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減収の補填に当たっては、年間の収入、支出の増要素と減要素を確認・整理し、結果として、総収入額が総支出額を下回る場合、「利用料金収入不足」への減収補填として、業務代行料の増額（精算）を行うことが明記されている。

(1) 業務代行料の精算について是正を求めたもの

【平野区に対して】

今回の監査において、平野区の令和3年度業務代行料精算について確認したところ、次のとおりであった。

- 新型コロナウイルスワクチン接種会場使用による増収により総収入が総支出を上回っていたため、業務代行料増額の必要がなかったにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減収分の補填として業務代行料の増額変更（過支給）を行った。
- 利用料金制移行に伴う経費の不用額については、覚書への記載が必要であるが、平野区の覚書には利用料金制移行に伴う不用額が記載されていなかった。

これらは、担当者が業務代行料の精算について正しく理解しておらず、管理者によるチェックも不十分であったことが原因である。

現状では、適正な業務代行料の精算が行われず、本市の損失リスク及び信用失墜を招くリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2 (1)]

平野区は、令和3年度業務代行料について適正に精算されているか再度精査し、当該指定管理者に過支給分の返還を求めるなど、適切な措置を講じられたい。

(2) 業務代行料精算時の算定根拠資料について改善を求めたもの

【福島区に対して】

今回の監査において、福島区の令和3年度業務代行料精算について確認したところ、減額精算（契約変更）の決裁に、その算定根拠資料の一部（返還額算定において考慮した自助努力相当額^(注)の内訳）が添付されていなかった。

(注) 事業手法の工夫、光熱水費の節減など、指定管理者の節減努力による剰余金

これは、業務代行料の精算（契約変更）にあたり、算定根拠資料についての組織的なチェックがなされなかったことが原因であり、現状では、精算処理手続が適正になされず、本市の損失を招くリスクある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2 (2)]

福島区は、業務代行料の精算（契約変更）に当たっては、その決裁手続において、必要となる算定根拠書類が正しく添付されているか組織的に確認する仕組みを構築されたい。

3 第三者委託の公表について改善を求めたもの

【こども青少年局に対して】

契約管財局が作成している指定管理者制度の運用に係るガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）によれば、「管理の業務の性質、施設の形状や管理上の合理性等を踏まえ、例えば、清掃、警備といった個々の事実上の行為を指定管理者から第三者へ委託することは可能」であるが、「第三者委託の妥当性を明確にし、透明性のより一層の向上を図るため、第三者委託相手先等について、公表すること。」としている。

今回の監査において、指定管理者制度導入施設を所管する全所属の第三者委託公表状況を書面にて確認したところ、こども青少年局では、令和5年度、令和6年度の第三者委託に関する情報の公表が行われていなかった。

これは、担当者異動時の引継ぎが不十分で公表事務を失念していたものであり、組織としての第三者委託公表の取扱いに関する共通認識や対応が不足していたことが原因である。

現状では、第三者委託の妥当性や、透明性の向上を図られないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項3]

こども青少年局は、第三者委託公表の取扱いについて、ガイドラインに基づき適切に公表されるよう周知徹底を図り、所属内の事務処理において組織的にチェックできる仕組みを構築されたい。

第7 その他

留意すべき事項

本監査の対象所属となった2区において、指定管理者に対する業務代行料の過支給や算定根拠資料の決裁への添付漏れの事案が確認された。業務代行料算定に過誤があると、その指定管理施設の運営にも大きな影響を及ぼす可能性があるだけでなく、本市の行った事務に対する信頼性を損ねる事態となりかねない。

判明した事案は、精算内容に係る決裁手続について、担当者が制度や取扱いを十分に理解しないまま、誤った事務手続を行ったものであったが、組織内で適切に確認がなされていれば、事案を未然防止できたと考えられ、組織内でのチェック体制が不十分であったと言わざるを得ない。

そのため、担当職員の上席者や経理事務担当者などが、その決裁過程において、精算方法の取扱いや精算金額の根拠などを理解し、事務に誤り等がないか適切にチェックする仕組みも重

要である。

平野区及び福島区においては、今後、同様の事務処理誤りを生じさせないように、組織内におけるチェック体制の重要性を認識し、適正な事務執行となるよう留意されたい。

あわせて、他の区においても、本監査で確認したとおり、令和３年度業務代行料については、複数の増減要素を考慮した上での精算となったことから、今一度、精算内容が適正なものとなっているか再確認されたい。

また、本監査で指摘した令和３年度における業務代行料の精算事務のように、定例の事務とは異なるイレギュラーな事務処理を行う場合には、担当者の理解不足や確認漏れ等により誤った事務処理を行うリスクが高くなることが想定される。

そのような場合は特に、事務処理の誤りを未然に防止するため、組織的なチェック体制を強化するなど、上席者や総務部門においては、特別の注意をもって決裁書類等に誤りや漏れ等がないか十分に確認されるよう留意されたい。

令和6年度監査委員監査結果報告の公表について

(行旅死亡人に関する事務)

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく財務監査

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

1 対象事務

行旅死亡人^(注)に関する事務

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

(注) 行旅死亡人の対象となる範囲は、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号。以下「法」という。)

第1条に規定されており、行旅死亡人取扱事務の手引き(福祉局作成。以下「手引き」という。)において、「行旅中に死亡し、引取者のない者」「行旅中でなくとも住所・居所若しくは氏名が不明で引取者のない死亡者」「引取者のない死胎(準行旅死亡人)」と記載されている。

2 対象所属^(注)

福祉局、此花区役所、港区役所、大正区役所及び浪速区役所

(注) 福祉局は、監査の対象事務を所管する所属として対象所属とした。また、実地調査は、取扱機関である全区役所に対して予備調査を実施した結果、4区役所(此花区役所、港区役所、大正区役所及び浪速区役所)を選定し実施した。

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 行旅死亡人に関する事務が適切に行われず、市民からの信用が失墜するリスク	ア 規程・マニュアル等が適切に整備、周知されているか。	—
	イ 区役所においてマニュアル等に沿って適切に手続が行われているか。	指摘事項 1
(2) 費用の弁償手続や遺留金品の処理に関する事務等が適切に行われず、本市に損害が発生するリスク	ア 区役所において費用弁償請求に関する手続が適切に行われているか。	指摘事項 1
	イ 区役所において遺留金品の処理が適切に行われているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 身元が判明した場合の相続人等への通知に係る手続について改善を求めたもの

【大正区役所、浪速区役所に対して】

法第10条において、行旅死亡人の住所、居所及び氏名が判明している場合は、市町村は速やかに相続人に通知し、相続人が明らかでない場合は扶養義務者又は同居の親族に通知しなければならないと規定されている。また、法第11条において、行旅死亡人取扱いの費用は、まず遺留金又は有価証券を充て、なお不足する場合は相続人の負担とし、相続人より弁償を得られない場合は、死亡人の扶養義務者が負担すると規定されている。

今回の監査において、相続人等への通知及び費用弁償請求の状況について調査したところ、次のことが判明した。

大正区役所は、身元が判明している行旅死亡人1件について、令和6年7月17日に警察署から当該行旅死亡人の兄と長男が引取りを拒否しているとして遺体の引渡しを受けた際に、両者の電話番号の情報提供を受けており、同年8月26日に両者に架電して住所を聴取していたが、相続人等に係るその後の調査は3か月以上経過した同年12月9日まで着手していなかつ

た。

大正区役所によれば、まず他の相続人等へ行旅死亡人として取り扱った旨の通知を行い、費用弁償請求に関する検討を行う方針としていたものの、他の業務に追われ、相続人調査に係る戸籍謄本等の請求に着手するまで日数を要したとのことであった。また、相続人等への通知や費用弁償請求に係る事務処理について、担当課において組織的な進捗管理はされていなかった。

これは、行旅死亡人の相続人等に対する通知は速やかに行わなければならないところ、組織的に進捗状況を確認する仕組みがなかったことが原因である。

また、浪速区役所は、身元が判明している行旅死亡人1件について、警察署から、生存遺族である兄2名のうち1名は引取りを拒否し、もう1名は連絡が取れないとして、遺体の引渡しの際に連絡が取れなかった遺族の住所について情報提供を受けていたが、行旅死亡人に関する通知は行っていなかった。

浪速区役所によれば、警察署から引き継がれた時点で引取者がいないことは十分調査できていると考え、区役所が更に遺族と連絡を取らなければならないとの認識がなかったとのことであった。また、相続人等への通知や費用弁償請求に係る事務処理について、担当課において組織的な管理はされていなかった。

これは、警察署から、遺族と連絡が取れなかったとして引き継がれた行旅死亡人について、本市からの連絡や調査は不要であると担当者が誤った認識を持っていたこと及び相続人等への通知や費用弁償請求に係る事務処理について、組織として管理できていなかったことが原因である。

現状では、故人の情報を求めている相続人等や引取りを希望する相続人等に適切に情報が伝わらないことで、相続人等が故人を弔う機会等が遅延又は失われるリスク及び費用弁償請求を適時に行わないことにより、本市の財政に不利益が生じるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

1. 大正区役所は、身元が判明している行旅死亡人について、相続人等への必要な通知が遅滞することがないように、組織的に管理する仕組みを構築し、運用されたい。
2. 浪速区役所は、住所が判明しているにもかかわらず連絡を取っていない遺族に対し、速やかに必要な通知を行われたい。また、担当職員に対し、身元が判明している行旅死亡人の相続人等への通知や費用弁償請求に係る事務処理について改めて周知徹底するとともに、必要な事務手続が確実に行われるよう、組織的に管理する仕組みを構築し、運用されたい。

第7 その他

留意すべき事項

本監査において、身元が判明している行旅死亡人が発生した2区役所の双方で、相続人調査や相続人等への通知及び費用弁償請求の事務処理について、事務の遅滞や実施漏れが判明した。

また、24区役所全てに行った予備調査では、身元不明の行旅死亡人に係る区告示が、手引きに記載された期限を超えて実施されている事例が複数見られた。

制度所管所属である福祉局が、上記事態の判明を受けて、事務処理のチェックシートを新たに作成して各区役所に提出を求めることなど、改善に向けた仕組みを構築したことを確認したところである。

各区役所は、行旅死亡人に係る事務について、法令や手引きを改めて確認し、遅滞なく事務処理を遂行されたい。

今後、福祉局においても、行旅死亡人に係る事務は発生頻度が低いことから、各区役所において事務処理の内容や手順等が引き継がれにくいことを踏まえ、手引きやチェックシートに留意点を記載するなど、適正な事務処理が行えるよう支援を強化されたい。

また、本監査において行旅死亡人に係る遺留金（以下「遺留金」という。）の処理状況を確認したところ、今回監査対象となった4区役所のうち3区役所において、必要な記録が失われているために相続人調査や弁済供託等の処理ができず、長期間保管されたままとなっている過去の遺留金があった。

このような遺留金について、令和5年度に実施した歳入歳出外現金等に関する事務の監査委員監査において、福祉局に対し、一時取扱金として半永久的に保管しなければならない事態を解消する手法を検討されたいとの意見を述べた。

福祉局は、上記監査結果を受けて法務局に対して行った相談結果に加え、弁済供託が困難な事案等についても福祉局が相談に応じることを各区役所へ伝達するなど、引き続き、遺留金の解消に向けて取り組まれない。

令和6年度監査委員監査結果報告の公表について

(土地賃貸に関する事務)

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく財務監査

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

1 対象事務

土地賃貸に関する事務

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属^(注)

契約管財局、計画調整局、都市整備局及び大阪港湾局

(注) 契約管財局は、監査の対象事務を所管する所属として対象所属とした。また、実地調査は、令和5年度に土地賃貸料収入がある所属(19所属)を対象に予備調査を実施した結果、4所属(契約管財局、計画調整局、都市整備局、大阪港湾局)を選定し実施した。

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 土地賃貸料の収入手続が適切に行われず、本市が土地賃貸料を確保できないリスク	ア 賃料の設定・改定は適切に実施されているか。	指摘事項1 指摘事項2 指摘事項3 指摘事項4 指摘事項5
	イ 土地賃貸料の納入通知手続は適切に行われているか。	—
	ウ 減免を実施する理由に合理性はあるか。	指摘事項6
	エ 収入未済に対する督促は適切に行われているか。	—
(2) 未利用地を有効活用していないことで、本市が管理コストを負担し、土地賃貸料が確保できないリスク	ア 土地賃貸が可能な未利用地はないか。	—
	イ 契約管財局は、未利用地の土地賃貸について、適切に支援を行っているか。	—
(3) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	指摘事項7(1) 指摘事項7(2)

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせて実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 貸付料改定の検証方法について改善を求めたもの

【契約管財局に対して】

契約管財局作成の普通財産貸付料算定基準（平成11年4月1日制定、令和2年4月1日最

近改正) (以下、「算定基準」という。) 第1の2継続貸付料では、「経済事情の変動等を考慮して、現行貸付料の検証を少なくとも3年毎に行うこととする。」と定めている。

また、同基準運用指針(平成31年4月1日施行、以下「運用指針」という。)により、現行貸付料の検証方法として、当該不動産が接する道路に付設されている相続税路線価が直近合意貸付料の適用始期と今回算定する貸付料適用始期前日の前年相続税路線価との比が20%を上回り、かつ、大阪市消費者物価指数が直近合意貸付料適用始期の6か月前と今回算定する貸付料の適用始期前日の6か月前との変動率が2%を上回る場合は貸付料の改定を請求することとしている。

今回の監査において、運用指針における、「直近合意」に対する捉え方が、実地調査を実施した所属によって異なっており、現行貸付料の検証における取扱いに齟齬があることが確認された。

契約管財局及び大阪港湾局では3年毎の検証は実施されているが、「直近合意」は3年前の前回検証時と認識しており、賃料改定が実施されていない場合であっても、賃料の合意があったものと考えている。

一方、計画調整局及び都市整備局における、3年毎の検証については、「直近合意」は現行貸付料を最初に決定した時期を指しており、検証の結果、賃料改定が実施されていない場合は、賃料の合意とは言えないとの認識である。

実地調査においては、「直近合意」には、①現行貸付料を最初に決定した時期、②前回検証時期(賃料改定しない通知あり)、③前回検証時期(賃料改定しない通知なし)の3通りを検出した。

これは、運用指針において、「直近合意」の説明がなされておらず、土地所管所属によって相手方の合意の捉え方が異なっていることが原因である。

現状では、貸付料が適正に設定されず、受益者負担が公平になされないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

1. 制度所管所属である契約管財局は、貸付料の改定・見直しにおける各局の実態調査を行い、検証方法を統一されたい。
2. 契約管財局は、上記1を実施した上で、運用指針において、貸付料改定の検証方法における解釈が統一されるよう追記・修正を行い、周知されたい。
3. 契約管財局は、上記1・2を実施した上で、検証方法が変更となる所属における貸付料の改定・見直しの実施期限をできる限りすみやかに取り決め、指示されたい。

2 貸付料の見直しに係る意思決定について改善を求めたもの

【計画調整局及び都市整備局に対して】

算定基準第1の2継続貸付料では、「経済事情の変動等を考慮して、現行貸付料の検証を少

なくとも3年毎に行うこととする。」と定めている。

計画調整局では、株式会社湊町開発センターに貸付を行っている契約6件について、3年毎の貸付料の検証は行い、価格改定の必要がないことを確認しているものの、その検証結果について決裁等による意思決定が行われていなかった。

また、都市整備局においても、賃貸借を行っている契約にかかる貸付料について、3年毎の貸付料の見直しの検証は行い、価格改定の必要がないことを確認しているものの、その検証結果について決裁等による意思決定が行われていなかった物件が、3件見受けられた。

これらは、現行貸付料の検証の結果、価格改定が必要な場合には決裁を行う必要はあるが、価格改定する必要がない場合には決裁（意思決定）を行う必要はないとの認識であったことが原因である。

現状では、意思決定の証跡を残さないことにより、本市として市民への説明責任が果たせないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

計画調整局及び都市整備局は、現行貸付料について、価格改定が必要でない場合においても決裁等による意思決定を行い、その証跡を残す必要があることを関係職員に周知された。

3 契約更新の手続について改善を求めたもの

【契約管財局に対して】

地方財政法（昭和23年法律第109号）第8条では「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定め、財産管理を適正に行うことを地方公共団体に義務づけており、土地の賃貸借契約の締結に当たっても、本市の権利が損なわれることのないよう確実に行う必要がある。

また、旧借地法等の適用となる契約では、契約期間が満了した場合には契約が法定更新されるが、契約満了日までに契約締結することが原則である。

契約管財局では、現在の継続賃貸地における契約更新手続漏れを防止するため、契約満了を迎える年度の11月に一斉に契約更新にかかる通知を行っている。

そのため、4月から11月までに契約満了を迎える契約については、契約満了後の通知となり、契約日が契約開始日より後の日付で締結する事象が発生している。

令和6年度においては、契約満了を迎える契約40件について通知を送付したが、その内、10件が通知の発送日前に契約満了日を迎えており、賃貸借開始日後の日付で契約締結が行われることとなった。

これは、法的には賃貸借契約の更新を行わなくとも法定更新により効力は継続され、契約は有効であり、事務手続の漏れを防ぐ観点から11月に一斉通知を行ってきたことが原因である。

現状では、賃借人との間でトラブルが発生するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項3]

契約管財局は、契約更新手続きが円滑に漏れなく行われ、契約期間満了日までに完了できるよう一斉通知の時期等を改善されたい。

4 契約締結手続について改善を求めたもの

【大阪港湾局に対して】

令和2年4月1日施行の民法改正により、個人保証人保護の拡充の観点から、保証人の取扱いが変更された。

契約管財局作成の貸付入札事務処理マニュアル（令和4年4月）第6契約締結（3）連帯保証人には、『借受人は、連帯保証人に対し、保証人になるかどうかの判断のための情報を提示し説明する義務があり、説明を行った事を本市は確認する必要があるため、「賃借人の説明義務について」^(注)（以下、「確認書類」という。）を徴取すること。』とある。

（注）連帯保証人が賃借人から、財産及び収支の状況等の情報の提供を受けたことを確認するための書類

今回の監査で個人の連帯保証人を設定した契約が2件確認され、確認書類の提出を受けているが、日付の記載がないものが1件、鉛筆での日付の記載が1件検出された。また、この2件については、本来契約手続決裁に相手から提出された確認書類を添付すべきところ、契約締結決裁完了後の受領となっていた。

これは、契約締結時において、賃借人及び連帯保証人から確認書類の提供を受ける理由を正しく理解できていなかったことが原因である。

現状では、賃借人及び連帯保証人との間で紛争が発生するリスクや本市の権利を主張できないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項4]

大阪港湾局は、契約締結決裁時に必要な書類の理由を正しく理解し、適切に契約締結事務を行うよう改善策を講じられたい。

5 使用賃貸借契約手続について改善を求めたもの

【大阪港湾局に対して】

契約管財局作成の管財事務概説（令和３年９月）によると、行政財産（普通財産も同様）を他の所属長が使用するのを認めることを特に本市では、使用承認と呼んでいる。また、使用貸借とは、無償で当該地方公共団体以外の者に貸し付け、使用収益を認めることであり、本市財産条例第７条第４項を適用し、貸付料を免除したものであるとしている。

したがって、本市以外の者に無償で貸付を行う場合は、使用承認ではなく、使用貸借による契約を締結する必要がある。

昭和２２年の警察法改正により大阪市警察が創設されたが、昭和２９年に再び警察法が改正され、大阪市警察が廃止され大阪府へ移管された。

これに基づき、昭和３１年１２月１７日付けで、本市と大阪府で使用貸借契約を一括して締結しているが、大阪港湾局においては、大阪府に大阪港水上警察署車庫として無償で貸付を行う際に、本来、使用貸借契約を締結すべきところ、使用貸借にかかる契約手続は行っていなかった。

これは、昭和３１年の本市と大阪府との一括使用貸借契約締結において、当該土地が一括契約に含まれていないにもかかわらず、その後も貸付手法の見直しについて組織的なチェックがなされてこなかったことが原因である。

現状では、誤ったルールで事務が進められ、契約手続が適正に行われず、本市の権利が損なわれるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

〔指摘事項５〕

- １．大阪港湾局は、当該物件について、速やかに使用貸借契約を締結されたい。
- ２．大阪港湾局は、定期的な契約内容の点検を行うなど、当該業務が適正に実施される仕組みを講じられたい。

６ 減免の必要性・妥当性における検証事務について改善を求めたもの

【契約管財局及び大阪港湾局に対して】

契約管財局作成の行政財産使用許可等・普通財産貸付けをする場合の減免指針（以下「減免指針」という。）によれば、「公有財産は市民の貴重な財産であり、貸付料は、原則、有償であるべきであることから、減免率の適用にあたっては、減免率の上限を直ちに適用するのではなく、相手方の収益性の程度を検証し、減免率の削減に努めるものとする。」としている。減免見直しとして「既に減免を行っている使用許可、貸付けについて、行政からの財政的支援にあたる場合には、原則として３年に１度、「減免チェックシート」により「ア 社会経済情勢等の変化」、「イ 公と民の役割分担」に留意して減免の見直しが必要かどうか検証を行い、

契約管財局に提出すること。」としている。

「行政財産目的外使用許可等・普通財産貸付けにおける減免状況の公表に関する指針」によれば、「局長等は、毎年度、当該局等において行っている行政財産目的外使用許可等・普通財産貸付けの減免について、利用用途の公共性・公益性の変化等により、行政としての支援の必要性が低下している場合には、使用料等の減免の必要性・妥当性について再度検証し減免率の削減に努めるものとする。」としている。

しかしながら、契約管財局における大阪市住宅供給公社への貸付け（１件）において、減免の必要があるものとして 50%の減免を行っているが、減免の見直しが必要かどうか３年毎の検証を行っていなかった。

また、大阪港湾局においては、３年毎に作成する減免チェックシートによる検証について、前回提出時から新規追加された物件（１件）が作成リストから漏れていた。加えて、上記物件については、現在大阪港湾局が公表している「行政財産目的外使用許可等・普通財産貸付けにおける減免状況一覧表」にも、掲載されていなかった。

これは、契約管財局においては、減免指針の内容を正しく認識していなかったことが原因であり、大阪港湾局では、減免チェックシート及び行政財産目的外使用許可等・普通財産貸付けにおける減免状況一覧表の作成に当たり、減免の検証及び記載漏れがないかなど上席者等のチェックが出来ていなかったことが原因である。

現状では、貸付料が適正に設定されず、受益者負担が公平になされないリスクがあり、貸付料の減免について説明責任を果たせないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項６]

- １．契約管財局は、すでに減免を行っている貸付けについて、「減免チェックシート」により減免の見直しが必要かどうか漏れなく検証を行い、意思決定を行われたい。
- ２．大阪港湾局は、減免の見直しの検証を行うに当たっては、新規追加物件が報告から漏れないようチェックする仕組みを講じられたい。

７ 公有財産データ管理について

各所属においては、『公有財産台帳管理システム「貸付・借受システム」』（以下、「貸付・借受システム」という。）への情報入力漏れや入力誤りがないかを適宜確認するなど、適切な公有財産管理に努める必要がある。

（１）「貸付・借受システム」の管理について改善を求めたもの

【都市整備局に対して】

都市整備局から提出された「貸付・借受システム」の入力データ（令和６年３月３１日時点）

を確認したところ、登録漏れ1件及び契約種別、貸付面積、貸付期間終了年月日等の入力誤りや更新漏れが多数確認された。

これは、「貸付・借受システム」へのデータ入力等の管理について、各部署における管理体制が脆弱であったこと、また、「貸付・借受システム」への情報の入力漏れや入力誤りの可能性があることを想定したデータの定期的見直し（棚卸し）が徹底されていなかったことが原因である。

現状では、正確な台帳としての機能が失われ、財産管理が適切に実施されないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項7（1）]

1. 都市整備局は、各部署における「貸付・借受システム」への入力情報について、契約書の内容等と相違がないか定期的に照合するなどデータ管理を徹底されたい。
2. 都市整備局は、財産管理主任制度を活用し、局内の「貸付・借受システム」への登録を行う際の上席者によるダブルチェック等の体制を構築されたい。

(2) 「貸付台帳」の管理について改善を求めたもの

【大阪港湾局に対して】

大阪港湾局では、平成30年度定期監査（土地賃貸料）の指摘により、「貸付・借受システム」との二重管理を取りやめ、局独自に作成した「貸付台帳」（エクセル表）で管理を行っている。

今回の監査において、大阪港湾局の関係書類等を確認したところ、次のとおりであった。

- 平成31年度以降、「貸付・借受システム」への入力を行わないとのことであったが、大阪府への貸付物件（1件）について、令和5年度に登録が行われていた。

また、平成30年度以前に「貸付・借受システム」に入力されたデータが、現在も同システムにメンテナンスされない状態のまま、登録が残っていた。

- 地上物件譲渡等による借地名義人の変更にあたり、「貸付台帳」の当初賃貸年月日の入力ルールが2通り検出された。

また、「公有財産台帳管理システム」と「貸付台帳」の面積が一致していない2物件について、「貸付台帳」の入力誤りが確認された。

- 「貸付台帳」はエクセルで作成し、課フォルダに保管しており、課の誰もがデータ更新可能であり、定期的なバックアップやパスワードの設定はされておらず、担当者が登録した内容について、上位者がチェックするといった体制は徹底されていなかった。

また、「貸付台帳」は年度毎に作成されており、当年度における契約変更の状況は確認できるものの、当年度の「貸付台帳」では、過年度の契約変更履歴は確認することができなかつ

た。

これらは、「貸付・借受システム」の既存データ等の取扱いに対する認識が不足していること、「貸付台帳」への登録に対するルールの徹底が出来ていないこと、「貸付台帳」のエクセルデータベースは非常に便利である一方、データの改ざんや削除が容易であるなどデメリットの認識が不足していたことが原因である。

現状では、次のリスクがある。

- ・ 現在、大阪港湾局が使用していない「貸付・借受システム」の過去データがシステム上に残存していることにより、更新されていないデータが誤って使用されるリスク
- ・ データの改ざんや削除等により、正確な台帳としての機能が失われ、財産管理が適切に実施されないリスク

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項 7 (2)]

1. 大阪港湾局は、契約管財局と協議を行い、現在使用していない「貸付・借受システム」の過去データの取扱いについて対応を決定されたい。
2. 大阪港湾局は、賃貸地管理の根幹である「貸付台帳」エクセルデータベースについて、パスワードの設定や入力時の上位者によるダブルチェック、定期的なバックアップなど、正確なデータ管理を行う体制を構築されたい。

第7 その他

留意すべき事項

土地賃貸に関する事務は、契約期間が長期にわたるケースも多くなるため、事務処理に誤りが生じた場合には、本市の権利や財産を損なうリスクがあり、その影響についても、長期間にわたることが懸念される。

また、今回の監査においては、担当者の失念などによる事務手続の不備等が散見され、事務手続が担当者任せとなっている実態も見受けられたが、これらは他の土地所管所属でも同様の事案が生じる可能性がある。

そのため、各所属においては、こうした不適切事案の発生を未然に防止するためには、所属内でのチェック機能を有効なものとする取組みが重要であることから、財産管理主任者や管財事務経験者の助言や指導などを組織的に活用できるような支援体制の整備について早期に検討されたい。

最後に、管財事務を所管する契約管財局は、市全体における財産管理の適正化に向けて、財産管理主任会議等の機会を活用し、今回の監査結果を関係職員へ周知するなど、支援や指導を強化されたい。

令和6年度監査委員監査結果報告の公表について

(業務委託 [コンペ方式・プロポーザル方式の随意契約] に関する
契約事務及び支出事務 [検査に関する事務を含む。])

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査

第3 監査の対象

1 対象事務

業務委託（コンペ方式・プロポーザル方式の随意契約）に関する契約事務及び支出事務（検査に関する事務を含む。）

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属

契約管財局、会計室を含む全所属（IR推進局、大阪都市計画局を除く。）

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 契約事務及び支出事務が適切に行われず、本市に損害が生じるリスク	ア 契約事務に関する規程、マニュアル等は適切に整備され、運用されているか。	指摘事項1 指摘事項2 指摘事項4
	イ 検査マニュアル等に基づき、適切に検査が実施されているか。	指摘事項3 (1) 指摘事項3 (2)
	ウ 支出事務に関する規程、マニュアル等は適切に整備され、運用されているか。	指摘事項3 (3)
(2) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ、主として書面の提出により実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 選定会議の記録を作成するよう改善を求めたもの

【阿倍野区役所に対して】

契約管財局が作成する「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン（令和4年3月）」（以下「プロポーザルガイドライン」という。）において、公募型プロポーザル方式による事業者選定に当たっては、公正性及び透明性の確保の観点から、選定基準等の決定や、事業者から提出された企画提案書等の審査の際に、選定会議を開催し、学識経験者等の意見を聴取することが定められている。

また、同局が作成する『大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン』に関するFAQ（以下「FAQ」という。）において、選定会議に係る議論経過については、各委員がどのような観点のもと議論を交わし、当該評価結果が導き出されたのかを明確に記録する必要があると

示されている。

今回の監査で確認したところ、阿倍野区役所は、選定基準等の決定に当たって選定会議を開催し、その際の委員の意見を踏まえて募集要項及び仕様書の内容を変更する旨意思決定を行っていたが、当該委員の意見がどのような内容であったか記録が残されていなかった。

これは、阿倍野区役所において、文書で記録を残すことにより説明責任を果たさなければならないという認識が不十分であったことが原因である。

現状では、選定基準等の決定に係る経過について、説明責任を果たせないリスクがある。
したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

阿倍野区役所は、選定基準等の決定に係る経過について説明責任を果たさなければならないことを十分に認識した上で、意見聴取の内容について適切に記録を残されたい。

2 法的リスク審査の実施について改善を求めたもの

【北区役所、西成区役所、健康局、建設局、大阪港湾局及び契約管財局に対して】

総務局が作成する「大阪市における法的リスク審査^(注)に関するガイドライン（令和6年6月1日）」において、公募型プロポーザル方式によって契約相手方を選定する業務委託契約のうち、契約上限額が30,000,000円（税込）を超えるものについては、契約管財局が作成する標準契約書を使用している場合でも、原則、法的リスク審査の実施が義務とされている。

（注） 法的リスク審査とは、法的な責任や不利益、紛争事案などの発生を予防又は抑制するために、事務事業上の法的リスクを発見・分析・評価することであり、総務局に、法的リスク審査を行うチームが設置されている。

総務局は、平成29年度に法的リスク審査制度の効果検証を行った結果、契約管財局にも情報共有した上で、平成30年度から上記案件を審査対象に追加することとし、実施を義務とする理由や契約上限額の考え方について「法的リスク審査FAQ」において次のとおり示し、各所属の法務担当者を対象として毎年度実施する研修でも周知しているとのことである。

- ・ 公募型プロポーザル方式によって契約相手方を選定する業務委託契約は、その内容が技術的に高度で専門的なものであり、標準契約書をそのまま使っていたとしても、特約条項や仕様書などの契約書本体の附属書類でそのような高度で専門的な内容が記載されているケースがあり、附属書類も含めた契約書全体として法的リスクが適切に抑制されているかどうかを審査するため実施を義務とする。
- ・ 契約上限額の基準を設定した趣旨は、契約上限額が大きいものは、法的リスクが顕在化したときに発生する本市損害も大きくなると考えられることや、各所属及び総務局の事務負担を考慮したものである。

今回の監査で、抽出案件の契約上限額が30,000,000円（税込）を超えるものについて確認

したところ、北区役所、西成区役所、健康局、建設局及び大阪港湾局は、法的リスク審査を実施していなかった。

上記所属によると、所属の法務担当部署等から各事業担当部署へ「大阪市における法的リスク審査に関するガイドライン」等は共有されていたものの、各事業担当部署において正確に認識できていなかったとのことであった。

また、各事業担当部署はプロポーザルガイドラインにのっとり事務を進めているが、当該ガイドラインには法的リスク審査に関する記載はなく、契約制度の所管所属である契約管財局から各所属への周知が行われていなかった。

これは、各所属において法的リスク審査の実施に関する認識が不十分であることや、法的リスク審査の必要性の有無や実施状況を確認できる仕組みがないこと、また、契約管財局においては、制度所管所属としてプロポーザルガイドラインへの記載や周知が必要という認識が不十分であったことが原因である。

現状では、法的リスク審査が十分に行われず、契約履行上において本市が損害を被るリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

1. 北区役所、西成区役所、健康局、建設局及び大阪港湾局は、法的リスク審査の実施が必要な案件が各事業担当者に明確に伝わるように改めて周知するとともに、当該事業に係る予算編成時や、実施に当たっての契約事務審査会での審議時等に、法的リスク審査の必要性の有無や実施状況を確認するなどの仕組みを構築し、運用されたい。
2. 契約管財局は、各所属において法的リスク審査が適切に実施されるよう、プロポーザルガイドラインに法的リスク審査が必要とされる場合を明記して周知されたい。

3 検査及び支出事務について

(1) 検査調書により検査の記録を残すよう改善を求めたもの

【こども青少年局に対して】

大阪市契約規則（昭和39年規則第18号）第51条第1項において、検査を完了したときは、検査職員は、検査調書を作成しなければならないことが定められている。

また、契約管財局が作成する「契約事務の手引き 第14版（令和6年4月）」では、検査について、対外的な説明を果たすためには、その検証の方法やプロセスを記録、保存することも求められると示されている。

今回の監査で、各所属の検査書類を確認したところ、こども青少年局の抽出案件である「令和5年度ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業業務委託」^(注)について、次の事実が判明した。

(注) ヤングケアラーの早期発見・把握に向けた取組として、市内に拠点を構え社会福祉士などの専門職やも当事者がSNS等で相談を受け付け、面談等を通して相談を傾聴する支援のほか、希望に応じて関係機関(区役所等)へ同行し、寄り添い型の相談支援を実施することにより、こども達の相談環境の充実を図ることを目的として実施している委託事業である。

- こども青少年局は、事業者から提出される月報及び年次報告書を、検査職員である事業担当課の課長まで供覧することにより履行確認を行っていたが、本件に係る業務委託料について四半期ごとに前金払を行っていたため、検査調書の作成が不要と考え、検査調書を作成していなかった。
- また、履行状況については、担当職員が業務実施場所で現認するなど、その都度確認しているとのことであったが、事業者から提出される月報及び年次報告書は、相談業務の実施体制(相談員の配置や相談対応状況)や、啓発物の作成状況、広報活動の実施状況の詳細についての記載が十分ではなく、仕様書に定める業務の実施状況が把握できる記載とはなっていなかった。

これは、こども青少年局において、前金払を実施した業務委託契約に関する検査の手続についての理解が不十分であったこと、また、検査について対外的な説明を果たすためには、その検証の方法やプロセスを記録、保存しなければならないという認識が不十分であったことが原因である。

現状では、実施した検査内容について、説明責任を果たせないリスクがある。
したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項3(1)]

こども青少年局は、前金払を実施した業務についても、業務完了後に検査手続が必要であることを所属内で周知の上、仕様書どおりに業務が履行されたことを検査したことについて対外的な説明ができるように、その検証の方法やプロセスを記録、保存するよう周知徹底されたい。

(2) 検査の記録を残すよう改善を求めたもの

【福島区役所に対して】

(1) で記載したとおり、検査について、対外的な説明を果たすためには、その検証の方法やプロセスを記録、保存することも求められる。

今回の監査で、各所属の検査書類を確認したところ、福島区役所の抽出案件である「令和5年度 中学生体験学習事業」^(注)に係り事業者から提出された実施報告書は、主に中学生の

体験に焦点を当てた内容で、仕様書に定める業務内容の実施状況が把握できる記載とはなっていないかった。

(注) 福島区内の中学生が宮城県を訪問し、東日本大震災当時の被害状況や復旧・復興の状況等を体験することで参加生徒の防災意識の向上を図ること等を目的として実施している委託事業である。

福島区役所によると、本事業については、担当職員が現地に同行するなど、その都度履行状況を確認しているとのことであったが、仕様書で定める事業の参加人数、保護者説明会の実施、新型コロナウイルス感染症の感染対策等に係る実施状況等について、確認できる文書は残されていなかった。

これは、福島区役所において、検査について対外的な説明を果たすためには、その検証の方法やプロセスを記録、保存しなければならないという認識が不十分であったことが原因である。

現状では、実施した検査内容について、説明責任を果たせないリスクがある。
したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項3 (2)]

福島区役所は、仕様書どおりに業務が履行されたことを検査したことについて対外的な説明ができるように、その検証の方法やプロセスを記録、保存するよう周知徹底されたい。

(3) 仕様書及び履行実績に基づき支出事務を行うよう改善を求めたもの

【港区役所及び浪速区役所に対して】

業務の履行に伴う業務委託料については、契約書及び仕様書等の記載事項、履行実績及びその検査結果に基づき支払わなければならない。

今回の監査で、各所属の業務委託料の支出に関する書類を確認したところ、次のとおりであった。

ア 港区役所

港区役所の抽出案件である「令和5年度地域課題解決型『広報みなと』配布業務」^(注)は小学校区単位で契約を行っているものであるが、そのうち一小学校区の契約について、次の事実が判明した。

(注) 各小学校区における広報紙の配布業務を活用して、地域社会が抱える課題の解決にも取り組むこととし、地域の福祉・安全性の向上をはじめ、新たな地域人材の発掘や広報紙の認知度向上など、さまざまな相乗効果をめざして実施している委託事業である。

■ 本事業について、港区役所は、A事業者とB事業者の共同体(以下「共同体」という。)

と契約を締結しており、業務委託料の支払方法については、仕様書で「事業実施の実績に相応する委託料の範囲内で、各月ごとに大阪市の担当者が履行確認を行った後に、受託者の請求により支払う。」と定めている。

- 港区役所は、共同体から提出された「共同体協定書」（以下「協定書」という。）で定める本業務に係る負担割合に基づき契約金額を按分した上で、各事業者に対して、毎月履行確認の上、図表－１のとおり業務委託料を支払っているが、第１回～第１１回中間払額は協定書による按分額を１２月で割った金額を繰り上げたものとなっており、仕様書で定める、実績に相応する委託料の範囲内の支出とはなっていなかった。

図表－１ 業務委託料の支払状況

	契約金額	支払額等			(参考) 協定書による按分額を１２月で割った額
		協定書による按分額 ^(注)	第１回～第１１回中間払	完了払	
A事業者	1,310,874 円	1,245,330 円	105,000 円	90,330 円	103,777 円
B事業者		65,544 円	5,500 円	5,044 円	5,462 円

(注) 協定書第８条において、本業務にかかる負担割合について、A事業者が９５％、B事業者が５％とすることが定められている。

- 港区役所によると、各事業者からの希望に基づき毎月の支払額を上記のとおりとし、業務委託料総額との過不足額について契約期間の最終月で調整を行うよう口頭で協議していたとのことであったが、確認できる文書は残されていなかった。

イ 浪速区役所

浪速区役所の抽出案件である「障がい者の就業訓練を目的とした清掃業務委託」^(注)について、次の事実が判明した。

(注) 障がい者の就業支援を促進するには、就業に向けた「訓練機会」の確保と就業へ結びつく「就業機会」の確保が必要であるとし、本市施設の清掃業務を活用した実践的な就業訓練を委託し、訓練から雇用・就労へとつなげ、障がい者の自立と社会参加を図ること等を目的として実施している委託事業である。

- 浪速区役所は、本事業の業務委託料の支払方法について、仕様書で「本業務の履行完了後、検査に合格した場合は、出来高部分に相応する業務委託料相当額について、契約書の手続きにより部分払を請求することができる。」と定めている。
- 本事業は、毎月実施する作業、特定の月に実施する作業があるため各月の業務量（出来高）が異なるものであり、浪速区役所は、毎月、事業者から実施内容の報告を受けた上で仕様書に基づき検査を実施していたが、作成した検査調書における検査の合格高は、毎回同じ出来高となっていた。
- 浪速区役所は、事業者が毎回同額での支払いを希望していたことから、上記のとおり検査を行った上で業務委託料を支払っており、結果として、実際の出来高以上の業務委託料を支払っている月があった。

これらは、港区役所及び浪速区役所において、業務委託料について、契約書及び仕様書等の記載事項、履行実績及びその検査結果に基づき支払わなければならないという認識が不十分であったことが原因である。

現状では、業務委託料について実績に相応する範囲を超えて支払うことにより、万が一、年度途中で業務遂行が困難となり、返還も不能となった場合、本市に損害が生じるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項3（3）]

港区役所及び浪速区役所は、契約書及び仕様書等の記載事項、履行実績及びその検査結果に基づき業務委託料を支出するよう周知した上で、支出に係る意思決定時に契約書等関係書類と齟齬がないか確認するなどの仕組みを構築し、運用されたい。

4 障がい者の就業訓練を目的とした清掃業務委託の契約手法について整理するよう改善を求めたもの

【福祉局に対して】

地方公共団体が締結する契約は、その公益性から、地方自治法をはじめとする法令により、一般競争入札によることを原則とし、適正な履行の確保を図りつつ、経済性の観点から最も低い金額で契約するとともに、契約の相手方を広く募り公平に選定するよう「契約事務の手引き」でも示されており、企画競争方式は、地方自治法が定める一般競争入札の原則の例外である。

企画競争方式のうちコンペ方式は、対象業務に関して設計案・企画案の提出を求め、最も優れた「提案」を採用する選定方法で、具体的な内容案の作成を求めるものであるため、コンペ方式の仕様書は、発注者・提案者ともに提案内容に拘束されたものとなる。

今回の監査で、各所属の発注状況を確認したところ、指摘事項3（3）イで記載した「障がい者の就業訓練を目的とした清掃業務委託」は、福祉局が各所属に実施を呼びかけた上でコンペ方式による選定等業務を担い、各所属が契約締結を行っているものであるが、次の（1）及び（2）に記載する事実が判明した。

（1）コンペで審査した内容と契約内容の相違

- 本事業のコンペでは、訓練に重点を置いた提案を受けた上で審査を行っていたが、実際の契約における仕様書は一般的な庁舎清掃業務委託の内容となっており、コンペで審査された提案内容とは異なった内容で契約締結が行われていた。
- 本事業について、上記のとおり、仕様書が一般的な庁舎清掃業務委託の内容であったことから、各所属は清掃業務として履行を確認しており、コンペの提案・審査項目であり本来検証が必要となる訓練部分の実績については、福祉局をはじめ本市として履行実績を確認していなかった。

福祉局によると、本事業について、障がい者の就業訓練を目的とすることから、業務内容としては各所属において実施している一般的な清掃業務であっても、障がい者の就業訓練の場として活用する視点を確認する必要があると考え、コンペ方式による発注を行ってきたことであるが、上記のとおり、契約手法が適切とは言えないものとなっていた。

(2) 規定等の未整理

本市における本事業の、開始から現在に至るまでの経過は図表－2のとおりである。

図表－2 開始から現在に至るまでの経過

時期	経過等
平成 11 年度～	・ 大阪府で事業発足。 ・ 本市においても大阪府の協力依頼を受け事業開始（特名随意契約により事業者と契約締結の上事業実施）。
平成 19 年度～	・ 平成 18 年度に、大阪市雇用施策推進本部^(注) 会議の執行会議において、本市施設を活用した就業訓練の場の提供における契約においても手続の透明性や公平性が一層強く求められる旨の提言を受けたことを受け、コンペ方式とするよう変更。

(注) 本市における雇用に関する施策を総合的かつ円滑に推進するため平成 14 年に設置された。平成 28 年度末に廃止され、現在は、本市における雇用に関する施策の円滑な推進に資するよう、より実効性のある会議体として、雇用施策関連部署で構成された大阪市雇用施策連絡調整会議が設置されている。

図表－2 のとおり取り組んできた一方で、平成 25 年 4 月に、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律(平成 24 年法律第 50 号)」(以下「法」という。)が施行され、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資するため、地方公共団体等が物品等の調達に当たり、受注機会の増大を図る措置を講じることに努めることなどが定められた。

法では、地方公共団体の責務として、調達目標や調達の推進に関する事項を定めた調達方針を策定するとともに、当該年度の終了後、遅滞なく実績をとりまとめ公表することとされている。

本市においては、福祉局が、対象となる障がい者就労施設等を定めた調達方針を策定し、毎年度、調達目標を定めた上で、各所属の契約状況を取りまとめて実績を公表している。

福祉局は、目標達成のため、上記施設等を対象に地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（いわゆる少額随意契約）や同条同項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用するよう各所属へ呼び掛け、取組を推進している。

大阪府においては、平成 25 年の法施行の際、法の枠組みの中で本事業も実施できるように障がい者就労施設等を設定しており、本市も同様に、本事業について上記の制度を活用することが可能であったが、本事業のこれまでの契約相手方である事業者の施設種別は、本市調達方針の対象としていなかった。

しかし、福祉局は、本事業について法と同様の理念で実施していることから、毎年度の実績は、本事業も含めて公表を行っており、本市調達方針と実績の公表に齟齬がある状況であった。

上記（１）及び（２）は、福祉局において、事業の位置付け等について適時整理が行われず従来からの事務を継続してきたことが原因である。

現状では、事業目的、業務内容及び契約手法が整合していないことで、事業実施に関して説明責任を果たせないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項４]

福祉局は、本事業の目的と業務内容を踏まえて本市調達方針等を改正するなど、適切な契約手法となるよう早急に見直されたい。

また、見直しに当たっては、趣旨等も含めて各所属への確に伝わるよう周知されたい。

第７ その他

留意すべき事項

指摘事項１で記載したとおり、プロポーザル方式による事業者選定に当たっては、選定基準等の決定や、事業者から提出された企画提案書等の審査の際に、選定会議を開催し、学識経験者等の意見を聴取するようプロポーザルガイドラインにおいて定められている。

また、会議の省略については、「同一年度内に内容が共通する業務等で選定方法、選定基準、委員構成等が同一である場合など、改めて選定会議での審査を必要としないと判断される場合については、初回の会議においてその旨を諮った上で、次回以降の選定会議の開催（企画提案書等の審査に係るものを除く。）を省略することができる」として、限定的な運用が示されている。

今回の監査の抽出案件に関して、選定基準等の決定に係る選定会議の状況について確認したところ、持ち回りや書面のやりとりにより委員の意見を聴取した所属が複数あり、会議の省略は上記のとおり限定的な運用であるものの、それらの所属においては会議を省略していると認識している所属も多かった。

契約管財局は、毎年度各所属あてに実施する実態調査により、上記の状況を把握していたが、庁内ポータルサイトにおいて注意喚起を掲載するにとどまっていた。

上記の、持ち回りや書面のやりとりによる選定会議は、委員から選定方法や選定基準の決定に当たり特に意見が出されなかったものも多く、選定基準等の決定に当たっての意見聴取が形骸化することが懸念される状況であった。

また、委員が会議に出席できず意見聴取のみを実施した場合の取扱いについて整理されてい

ない状況であった。

契約管財局は、現行の実態調査の仕組みがより有効なものとなるよう調査方法や結果の活用方法について検討した上で、各所属の実態を把握し、選定会議について、各所属が統一的に有効な事務を行えるよう、省略の範囲も含めてあり方を検討し、各所属に趣旨等が伝わるように改めて周知されたい。

また、今回対象としたコンペ方式の契約について、契約管財局は、FAQにおいて「プロポーザル方式に準じた取扱いをすることに差し支えない」と記載しているものの、「ガイドラインの対象外」としている。

契約管財局としては、コンペ方式がより例外的な手法であることから、本市としてのルールを定めていないとのことであるが、各所属においてこれまでも一定数採用されており、今後も活用されることが見込まれる手法であるため、契約管財局は、各所属が統一的かつ適正に事務を行えるよう、コンペ方式による契約事務についてもプロポーザルガイドラインに盛り込むなど、取扱いを定めることを検討されたい。

令和6年度監査委員監査結果報告の公表について

(障がい児支援に係る給付費等の支給事務)

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく財務監査

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

1 対象事務

障がい児支援に係る給付費等の支給事務

主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属^(注)

福祉局、西淀川区役所、旭区役所及び東住吉区役所

(注) 福祉局は、監査の対象事務を所管する所属として対象所属とした。また、実地調査は、令和4年4月1日から本監査の実施通知日(令和6年7月3日)までに監査の対象事務で不適切な事態が判明した区役所から、予備調査結果を基に3区役所(西淀川区役所、旭区役所及び東住吉区役所)を選定し、実施した。

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 利用者負担の決定手続が適切に行われず、世帯の状況に応じた利用者負担額が決定されないリスク	ア 制度所管所属でマニュアル等が適切に整備されているか。	—
	イ 制度所管所属からの周知や支援が適切に行われているか。	—
	ウ 区役所においてマニュアル等に沿って適切に手続が行われているか。	指摘事項1 (1) 指摘事項1 (2)
(2) 不適切な事態の報告票で報告があった事項が改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 不適切な事態の再発防止策が機能しているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせて実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 障がい児通所給付費等の支給申請時における支給決定の判断記録について

福祉局が制定した「児童福祉法における障がい児支援にかかる給付費等の支給事務取扱要綱」(以下「要綱」という。)では、障がい児通所給付費等の支給決定について、次の内容が規定されている。

- ・ 当該障がい児の介護を行う者の状況、当該障がい児及びその保護者の障がい児通所支援の利用に関する意向並びにその他事項(以下「勘案事項」という。)を勘案した上で、要綱の別表(図表-1)の範囲内で適切な支給量を定める。ただし、勘案事項の聴き取り又は障がい児支援利用計画案により、別表の範囲(以下「上限日数」という。)を超えて支給決定する妥当性が認められた場合はこの限りではない。(第7条第2項)
- ・ 障がい児通所給付費等の支給の要否の決定を行うときは、勘案事項整理票(様式第9号)により必要な事項を勘案した上で、日常生活の状況聴き取り票(様式第10-1号)により障がいの状況を確認する。(第7条第3項)

図表－１ 児童福祉法における障がい児支援にかかる給付費等の支給事務取扱要綱 別表

児童福祉法に基づく事業名	支給量	
児童発達支援(児童発達支援センターであるものに限る)	23 日／月	
児童発達支援(児童発達支援センターであるものを除く) 放課後等デイサービス	障がいの状況及び家族の状況等を勘案し、必要であると認められる場合は、次の月当たり支給量を参考に決定を行う。	
	月当たりの支給量	
	週当たり	月当たり
	1～2 日 ・ 1 日 ・ 2 日	5 日 10 日
	3 日以上 ・ 3 日 ・ 4 日 ・ 5 日	3 日×4 週＋2 日＝14 日 4 日×4 週＋3 日＝19 日 5 日×4 週＋3 日＝23 日
居宅訪問型児童発達支援	10 日／月	
保育所等訪問支援	2 回／月	

また、福祉局が作成した「支給決定事務の手引き《障がい児通所・相談・入所支援編》」では、障がい児通所給付費支給決定時の勘案事項として聴き取る事項について、次のとおり記載されている。

図表－２ 勘案事項の聴き取り事項

1 障がいの種類及び程度及びその心身の状況
2 当該障がい児の置かれている環境
3 保護者（当該障がい児）の障がい児通所給付費、介護給付費の受給の状況
4 保護者（家族、親族、介護を行う者等）の状況
5 具体的なサービス利用意向や家庭・監護の状況
6 担当者の所見・見解等
7 当該申請に係る通所支援の提供体制の整備の状況

今回の監査において、障がい児通所給付費等の支給決定決裁を確認したところ、次の事実が見受けられた。

（１）独自の勘案事項整理票については是正を求めたもの

【旭区役所に対して】

旭区役所において、更新手続の際に使用する勘案事項整理票について、要綱で規定されている様式第 9 号ではなく、図表－２の 2 から 7 までの事項に関する記載欄を省略した独自様式を使用していた。

旭区役所に事情を確認したところ、申請者の負担軽減や事務効率化の観点から、聴き取り事項のうち一部の記載欄を省略したとのことであった。

一方、制度所管所属である福祉局に様式の加工の可否について確認したところ、必要な事項を追記することは妨げないが、様式そのものを加工することは想定していないとのことであった。

これは、更新手続の際に使用する勘案事項整理票に記載する事項について、要綱等で求められている内容を踏まえなければならないという認識が不足していたことが原因である。

現状では、障がい児通所給付費等の支給決定に関する説明責任が果たされないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1 (1)]

旭区役所は、要綱等で求められている内容について改めて認識の上、更新手続の際に使用する勘案事項整理票について、要綱の様式どおりとするか、変更する場合には必要な事項の追記にとどめられたい。

(2) 障がい児通所給付費等の更新支給申請時における支給決定の判断記録について改善を求めたもの

【西淀川区役所及び旭区役所に対して】

西淀川区役所及び旭区役所において、更新手続で、引き続き上限日数を超える支給量を必要とする理由などを記録していないものがあつた。

西淀川区役所及び旭区役所に当該支給決定についてどのように判断したか確認したところ、決裁者は、上限日数を超えて利用することが必要となる状況や勘案事項に変更がないことについて、担当者が聴き取った内容を口頭により確認しているとのことであった。

これは、更新時に勘案事項の状況等に変更がない場合でも、支給決定の判断過程を記録する必要があると認識していなかったことが原因である。

現状では、障がい児通所給付費等の支給決定に関する説明責任が果たされないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1 (2)]

西淀川区役所及び旭区役所は、障がい児通所給付費等の更新支給申請時における支給決定の判断過程を適切に記録する仕組みを構築し、運用されたい。

第7 その他

本監査では、令和4年4月1日から本監査の実施通知日（令和6年7月3日）までに監査の対象事務で不適切な事態が判明した所属から福祉局及び3区役所を抽出し、再発防止策の実施状況について確認したところ、是正又は改善が必要な事項は検出されなかった。

なお、事務の執行に関して改善を求める事項は第6のとおりであるが、その他、留意すべき事項は次のとおりである。

留意すべき事項

監査の対象事務は、国において度々制度改正が行われ、各種給付費等の支給申請件数も年々増加している。そのため、実地調査を行った3区役所全てで、申請者の負担軽減や効率的な窓口対応等を目的に工夫（様式の見直し、独自チェックシートの作成など）が行われていたが、一部の取組については前述のとおり指摘したところである。

福祉局は、申請者の負担軽減や事務効率化の観点から、申請書や提出書類等の改正の際には、更新時に使用する勘案事項整理票について記載事項を減らす工夫を行うなど、各区役所の状況等を把握し現場の意見も踏まえた上で進められたい。また、区役所における良い取組を把握した場合には他の区役所への情報共有や全市的な取扱いとするなど、制度所管所属として必要な支援等を実施されたい。

令和6年度監査委員監査結果報告の公表について

(株式会社大阪鶴見フラワーセンター)

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第3 監査の対象

1 対象事務

株式会社大阪鶴見フラワーセンター

- ・ 主に直近事業年度を対象とした。

2 対象所属

経済戦略局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 現金、現金同等物、物品等の管理・運用が適切でないリスク	ア 現金、物品等に関する管理規程は適切に整備されているか。	—
	イ 現金、物品等の増減や有り高は適切に把握され記録されているか。計理状況を適切に監理しているか。	指摘事項 1
	ウ 資金運用方針のもと一定の運用リスクの範囲内で、効率的に資金運用を行っているか。過度にリスクの高い資金運用を行っていないか。	—
	エ 固定資産及びP C等の少額情報機器の現物管理（実地調査を含む。）が適切に行われているか。	指摘事項 2
(2) 現行業務が設立目的に合致していないリスク	ア 現行業務は設立目的に合致した業務となっているか、各事業は効果的・効率的に実施されているか。	—
	イ 現行業務は、本市出資団体が担うべき業務内容となっているか。	—
(3) 財務報告の信頼性を害するリスク	ア 決算諸表等の作成手続に不備はないか。	—
	イ 経営成績及び財政状態は良好か。	—
	ウ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。	—
(4) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	指摘事項 2
(5) 指導監督が適切でないリスク	ア 所管所属は団体に対して適切な指導監督を行っているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第2までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織

及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 現金の管理について改善を求めたもの

本法人の手持現金運用基準第2条によると、「手持現金の限度額は、300,000円とし、次の各号に充てる。(以下省略)」と規定されている。

しかし、本法人の令和5年度決算における、期末日時点の手持現金保有高が運用基準の定めを超える301,264円となっていた。これは、手持現金とは別に管理している駐車券売上等現金を、期末のみ小口現金出納帳に計上していたことによるものである。

また、この駐車券売上は、駐車場精算機より日々回収し、帳票に記載のうえ管理しているが、収入金が数万円程度と少額であったことから、当月分をまとめて翌月の初めに銀行への入金を行っていた。

現状の経理規程及び運用基準では、現金、手持現金、小口現金等の用語が明確に使い分けられておらず、収入に関する事務処理についても不明確な部分がある。そのため、必要な事務処理が正しく継承されず、不適切な会計処理が行われるリスクがある。

また、収入金を現金で保管していることにより、紛失もしくは盗難のリスクもある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

本法人は、現行のリスクを勘案のうえ現金管理方法を見直し、経理規程、運用基準等で事務処理を明確に規定されたい。

2 固定資産の管理について是正を求めたもの

本法人の経理規程第38条によると、「資産管理責任者は、毎会計年度1回以上所管の固定資産を台帳と実地照合しなければならない。」と規定されている。また、実地照合の方法について、「業務部長は、市場設備を点検し、良好な状態を保つとともに、会計年度毎に固定資産の実地照合を行い、別紙様式により、資産管理責任者に報告するものとする。」とされている。

しかし、本法人では、固定資産台帳に登録されている固定資産のうち、登録内容から現物の特定が困難な資産については、実地照合の対象から除外されていた。

これは、実地照合の目的（固定資産台帳登録の固定資産の有無・状態を正確に把握し適切に管理する、財務諸表における資産の表示の適正性を確保する等）及び、その重要性の理解不足が原因である。

現状では、固定資産を適切に管理できないリスクや、除却済の資産が固定資産台帳に残り続けることで、固定資産が過大に計上されるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

本法人は、過去の資料を確認することを含め、固定資産の適切な現物管理に資するように、台帳を整理し、登録されている固定資産について実地照合を行われたい。

第7 その他

なし

令和6年度監査委員監査結果報告の公表について

(地方独立行政法人 天王寺動物園)

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第3 監査の対象

1 対象事務

地方独立行政法人 天王寺動物園

・主に直近事業年度を対象とした。

2 対象所属

建設局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 現金、現金同等物、物品等の管理・運用が適切でないリスク	ア 現金、物品等に関する管理規程は適切に整備されているか。	—
	イ 現金、物品等の増減や有り高は適切に把握され記録されているか。計理状況を適切に監理しているか。	—
	ウ 資金運用方針のもと一定の運用リスクの範囲内で、効率的に資金運用を行っているか。過度にリスクの高い資金運用を行っていないか。	—
	エ 固定資産及びP C等の少額情報機器の現物管理（実地調査を含む。）が適切に行われているか。	—
(2) 現行業務が設立目的に合致していないリスク	ア 現行業務は設立目的に合致した業務となっているか、各事業は効果的・効率的に実施されているか。	指摘事項1
	イ 現行業務は、本市出資団体が担うべき業務内容となっているか。	—
(3) 交付金・補助金の申請並びに経理が適切になされないリスク	ア 交付金・補助金の交付申請書の申請金額と実績報告書の金額、金融機関の支払記録は一致しているか。	—
	イ 事業内容は、事業計画や交付金・補助金の交付条件に準拠したものとなっているか。	—
	ウ 交付金・補助金に関する帳票の整備及び記帳状況は適切か。	—
	エ 証ひょう書類の整備及び保存状況は適切か。	—
(4) 財務報告の信頼性を害するリスク	ア 決算諸表等の作成手続に不備はないか。	指摘事項2
	イ 経営成績及び財政状態は良好か。	—
	ウ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。	—
(5) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	—
(6) 指導監督が適切でないリスク	ア 所管所属は団体に対して適切な指導監督を行っているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘

に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせて実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 理事会の審議記録について改善を求めたもの

(1) 議事録への署名・押印について

指摘事項については(2)の事項と重複するため、あわせて(2)で記載する。

理事会の議事録は、大阪市公文書管理条例第2条第4項に言うところの法人公文書に該当する(地方独立行政法人天王寺動物園公文書管理規程第2条参照)。

また、同規程第11条第2項によれば、意思決定の手続については権限を有する者の押印又は署名により決裁を行うものとされている。

今回の監査において、団体は、理事会の議事等を記載した文書は作成しているものの、意思決定の手続きがなされていなかった。

これは、理事会の開催に係る実施決裁はなされていることから、理事会の各議題の議事内容についても決裁を行っているとは認識していたことが原因である。

現状では、理事会における各審議について、理事会議事録として決裁を行った記録がなければ、理事会議事録の正当性を将来にわたって証明することができなくなるリスクがある。

(2) 審議事項漏れについて

地方独立行政法人天王寺動物園理事会規程第6条第3項において、獣舎整備計画に基づく獣舎整備にかかわる工事、業務委託は重要な契約とされており、その契約締結や変更に関する事項は、理事会の審議事項とする旨が定められている(同規程第6条第1項参照)。

今回の監査において、獣舎整備計画に基づく獣舎整備にかかわる工事、業務委託の契約締結や変更に関する事項は、理事会の審議が必要な事項であるものの、天王寺動物園第一期リニューアル整備事業設計施行业務の3回にわたる契約の変更(契約変更日:令和5年3月15日、10月4日及び令和6年3月29日)について、理事会での審議が行われることなく理事長の決裁がなされていた。

これは、天王寺動物園第一期リニューアル整備事業設計施行業務の進捗状況は理事会でも報告されていたことに加え、本市とも情報の共有をしていたことから、当契約の変更に関して理事会での審議が必要であるとの認識がなかったことが原因である。

現状では、理事会での審議を行わず理事長の決裁のみとすると、団体の重要事項について、理事長の独断で意思決定され、団体に不利益を生じさせるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

団体は、理事会において審議が必要な事項について漏れなく審議され、速やかに議事録を作成し理事長決裁を行うなど、理事会の審議について適切な手続きがなされる仕組みを講じられたい。

2 財務諸表の注記及び附属明細書については是正を求めたもの

地方独立行政法人の財務諸表には、重要な会計方針その他地方独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記しなければならないと定められている（地方独立行政法人会計基準第1章第11節第78注記第1項参照）。また、地方独立行政法人会計基準第1章第11節第77附属明細書において、地方独立行政法人は、貸借対照表、行政コスト計算書及び損益計算書等の内容を補足するため、同項に記載されている事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならないと定められている。

今回の監査において、団体の財務諸表の注記及び附属明細書について確認したところ、次の事実が見受けられた。

- 団体では、注記においては法人税法の耐用年数を基準としている旨が記載されているが、実際は、減価償却費の耐用年数等に関する省令に基づく耐用年数を参考とし、類似資産の実際の耐用年数を加味した上で耐用年数を決定している。

さらに、主な資産の耐用年数の記載についても、団体が採用している年数と一致していない箇所があった。

	誤	正
構築物	2年～45年	2年～60年
機械装置	4年～16年	4年～17年
工具器具備品	2年～14年	2年～15年

これは、耐用年数の記載内容について、固定資産台帳との照合等が行われず、注記の更新が行われていなかったことが原因である。

- 団体は、令和5年度の行政コスト計算書に関する注記において、機会費用の算定の際、貸借対照表に計上されている期末の資本剰余金の金額を使用していなかったため、注記すべき機会費用の金額について、誤った金額が記載されていた。

これは、令和5年度において、令和4年度の貸借対照表に計上されている資本剰余金から変動がないと思い込み、その金額を使用して機会費用を算出していたことが原因である。

- 団体は、附属明細書における「固定資産の取得及び処分、減価償却費並びに減損損失の明細」のうち、有形固定資産（減価償却費）の構築物・機械装置、有形固定資産合計の車両運搬具および投資その他の資産の退職給付引当金見返の記載に、以下の誤りがあった。

		(単位：千円)	
		誤	正
有形固定資産（減価償却費）構築物	当期減少額	—	51,029
有形固定資産（減価償却費）機械装置	当期減少額	—	1,630
有形固定資産合計 車両運搬具	当期増加額	—	3,982
投資その他の資産 退職給付引当金見返	減損損失累計額	23,255	—
投資その他の資産 退職給付引当金見返	当期減損額	23,255	—

これは、有形固定資産については、明細の作成元の資料からの転記を誤ったことにより発生し、投資その他の資産については、作成元の資料の作成時に計算チェックができていなかったことにより発生しており、作成者および上位者によるチェックによって、当該誤りが発見されなかったことが根本的な原因である。

- 団体は、附属明細書の「役員及び職員の給与の明細」の記載に、以下の誤りがあった。

		(単位：千円)	
		誤	正
役員（非常勤）報酬又は給与	支給額	4,673	4,655
職員（常勤）報酬又は給与	支給額	493,507	493,509

これは、明細作成の参考となる資料に記載されている金額について、参考資料を作成している人事担当（発生ベースで作成）と、明細を作成する経理担当（支給ベースで作成）との間で認識がずれていたこと等により、明細に記載する金額の集計を誤ったことが原因である。

現状では、財務諸表等の開示が適正になされないことにより、財務報告の信頼性を害するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

団体は、財務諸表等の作成にあたっては、作成者以外の上位者にて記載に誤りがないかダブルチェックなどを行うとともに、地方独立行政法人の会計基準に関する知識を有する職員の育成に努め、これまで以上に会計の専門家に助言や指導を得られるようにするなど、財務諸表等が適正に作成されるよう取組みを進められたい。

第7 その他

なし